

づくりを目指して

山田町議会では、議会および議員の使命を果たすため、議会基本条例を制定し、活動の指針とすることとしました。町民の声を町政に反映させる議会、町民に開かれた議会、町民に身近で信頼される議会、公正で民主的な議会として、町民全体の福祉向上と町の発展に尽くし、明るく住みよい町づくりを目指します。今号では基本条例(素案)の全文を紹介し、パブリックコメントという形で皆さんから意見をいただきたいと思えます。パブリックコメントの詳細については15頁下部を「らんく」ください。

○第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山田町議会(以下「議会」という。)及び山田町議会議員(以下「議員」という。)の活動の指針とする基本的事項を定め、明らかにすることにより、活動の活性化と充実を図り、町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指し、町民の福祉の向上と町の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令等の条項を解釈し運用する場合において、この条例の趣旨に照らして判断しなければならない。

(条例の遵守)

第3条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される規定等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

○第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を積極的に推進する議会を目指して

活動するものとする。

○第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第5条 議員は、町民の代表であることを自覚し、町民の意見や要望を的確に把握し、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することのないよう、品位を重んじるとともに、公正かつ誠実に行動しなければならない。

2 議員は、会議において、合理的及び能率的な審議に協力し、秩序維持に努めなければならない。

○第4章 町民と議会の関係

(情報の公開)

第7条 議会は、町民に対して説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に発信するものとする。

(町民参加)

第8条 議会は、町民や各種団体等との意見交換の場を設け、相互理解を深め、情報の共有を図るとともに、多様な意見を聴取し、地域の課題などに即した議会活動を行うものとする。

(議決責任)

第9条 議会は、町民に対する議決責任を深く認識し、町の意思決定を行うものとする。

○第5章 町長等と議会の関係

(町長等との関係)

第10条 町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)と議会は、互いを尊重し、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議員は、法令等に定めがある場合を除き、町長等の附属機関の委員に就任しないものとする。

(審議の方法)

第11条 本会議における一般質問は、一問一答方式で再質問を行い、単なる質問に終始することなく、政策提